

第十五号様式(第三条の四関係)(A4)



建築基準法第6条の2第1項の規定による

確認済証

株式会社 スマイルエコ
代表取締役 桐原 孝幸 様

第24UDI1S建04675号
令和7年2月8日

ユーディーアイ確認検査株式会社
代表取締役 鈴木 徹 (印)



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 建築場所、設置場所又は築造場所
東京都板橋区西台2丁目1764番番52の一部
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
 - 主要用途 一戸建ての住宅
 - 工事種別 新築
 - 延べ面積
 - 申請部分 78.56 m²
 - 申請以外の部分 0.00 m²
 - 合計 78.56 m²
 - 申請棟数 1 棟
 - 主たる建築物の構造 木造(在来工法)
 - 主たる建築物の階数
 - 地階を除く階数(地上階数) 2 階
 - 地階の階数 0 階
 - 建築物の名称又は工事名 スマイルファミリー西台2丁目B号棟新築工事
- 確認を行った確認検査員 確認検査員 家富 結
又は副確認検査員の職氏名
- 適合判定通知書の番号 第 号
- 適合判定通知書の交付年月日 令和 年 月 日
- 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

火災予防のお知らせ

東京消防庁

第1 火災予防条例により、住宅に住宅用火災警報器を設置し、維持する必要があります。

なお、住宅を新築し、又は改築する場合は、設置後に消防署への届出が必要になります。

第2 次に該当する設備がある場合は、火災予防条例により、消防署への届出が必要となります。

- 1 入力が、70キロワット以上のヒートポンプ冷暖房機、ボイラー又は給湯湯沸設備
- 2 温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、入力70キロワット未満のものを除く。）
- 3 燃料電池発電設備（火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- 4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（（例）200リットル以上1,000リットル未満の灯油・軽油、400リットル以上2,000リットル未満の重油）の貯蔵又は取扱いをする設備

第3 ガスこんろ、石油ストーブ等の火気使用設備器具は、火災予防条例により、可燃物から安全な距離を保つ必要があります。

第4 住宅の火災を予防し、安全を確保するために有効な方法として次のものがありますので、これらの実施に努めてください。

- 1 初期消火のために： 消火器、住宅用スプリンクラー設備等の設置及び維持管理
- 2 避難安全のために： 避難はしご、避難ロープ等の設置及び維持管理
- 3 延焼拡大防止のために： 防火性を有する防火物品（カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等）及び防火製品（寝具等、衣服類等）の使用
- 4 出火防止のために： 安全装置付きのガスこんろ、石油ストーブ等の使用
- 5 地震時のために： 感震機能付住宅用分電盤の取付け、家具類の転倒・落下・移動防止対策

問合せ先 志村消防署
問合せ番号（2024-0178）

（ 予防課予防係
中島 ）

電話 03-5398-0119 内線580